

共同試験事業について

令和2年7月
北海道生コンクリート工業組合

1. 生コンの品質確保の基本

生コンの品質は、日常的に行われる品質管理に関する様々な試験により確保されます。中でもコンクリートの容積の7割を占める骨材の品質確認は特に重要となります。全生連においては、骨材を含む原材料の受入検査については、生コン工場が自ら実施することを基本としております。

2. 認定共同試験場について

生コン工場が原材料の受入検査を実施する場合、相応の試験設備や要員が必要となりハードルは相当高いものとなります。共同試験場は、この負担を軽減するため、組合員工場が共同で活用することができる試験場で、生コン工場が自ら試験を行う場合と同等とみなすことができます。

一方、全生連では共同試験場の“信頼性”や“公平性”を担保する仕組みとして、国の指導に基づき、昭和57年2月の臨時総会において共同試験場の認定制度創設を議決、制度の運用を行ってきました。全生連が認定する共同試験場は、JIS Q 17025(試験所及び校正機関の能力に関する一般的要求事項)に適合し、生コンの品質を確保する上で欠かせないものとして全国的に定着しています。

3. 共同試験事業の運営について

工業組合の定款には、事業として共同試験事業が謳われております。現在、全国にある60を超える認定共同試験場のほとんどが工業組合運営となっています。

北海道においては、北海道生コンクリート工業組合が令和2年7月1日付けで「コンクリート技術センター」を設置、同時に「道央試験所」及び「道南試験所」を開設[※]し、全生連の認定共同試験場として業務を開始しました。

[※] 道南地区生コンクリート協同組合連合会が道南支部を対象に行う共同試験事業(道南コンクリート技術センター)及び同連合会が暫定運用する「道央試験所」を引き継ぐ。

【品質管理諸試験のうち原材料の受入検査】

